

## 証券投資信託 商品概要説明書

項目	内 容
1. 商品名 愛称	<b>DCダイワ物価連動国債ファンド</b>
2. ご利用者	当商品を選定されている確定拠出年金プランの加入者および運用指団者の方 (ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。)
3. 商品分類	投資信託協会分類：追加型投信/国内/債券
4. 商品属性	
当初設定日	2005年8月30日
信託期間	無期限
クローズド期間	ありません。
主要投資対象	ダイワ物価連動国債マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。 (マザーファンドは、わが国の物価連動国債を中心とする国債に投資します。)
運用方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ダイワ物価連動国債マザーファンドへの投資を通じ、主としてわが国の物価連動国債を中心とする国債に投資し、わが国の物価連動国債全体のパフォーマンスを上回る投資成果をめざして運用を行います。</li> <li>● NOMURA物価連動国債インデックスをベンチマークとします。</li> <li>● マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位(信託財産の純資産総額の90%以上)に維持することを基本とします。</li> <li>● 運用の効率化をはかるため、債券先物取引等を利用することができます。このため、公社債およびマザーファンドの受益証券の組入総額ならびに債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。</li> </ul> <p>&lt;マザーファンドの運用方針&gt;</p> <p>(a) 主としてわが国の物価連動国債を中心とする国債に投資します。</p> <p>(b) わが国の物価連動国債を中心とする国債への投資にあたっては、以下の観点からポートフォリオを構築します。</p> <p>i. 物価・金利分析、金融・財政政策分析、ファンダメンタルズ分析、利回り曲線の分析、個別銘柄の割高・割安分析等に基づいて物価連動国債を中心とするポートフォリオを構築します。</p> <p>ii. 組入れは原則として高位を保ちます。</p> <p>(c) 運用の効率化を図るため、債券先物取引等を利用することができます。このため、公社債の組入総額ならびに債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。</p> <p>※ただし、資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。</p>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使等により取得したものに限ります。株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>● 外貨建資産への投資は、行いません。</li> </ul>
ベンチマーク	NOMURA 物価連動国債インデックス
決算日	毎年9月10日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎年9月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。分配金は、自動的に全額再投資されます。
償還条項	委託会社は、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
5. 購入方法	当プランにおける拠出金または他の運用商品の売却資金により購入できます。
お申込み単位	1円以上1円単位
お申込み価額	購入約定日の基準価額が適用されます。
6. 解約方法	当プランで選定されている他の運用商品の購入資金に充当する場合は自由に解約できますが、確定拠出年金関連法令で定められている一定の給付事由以外は現金でのお引出しができません。
解約価額	売却約定日の基準価額が適用されます。
7. 費 用	この商品には以下の費用がかかります。
販売手数料	ありません。
信託報酬	純資産総額に対して年0.44%(税抜年0.40%) (内訳:委託会社0.165%(税抜0.15%)、販売会社0.231%(税抜0.21%)、受託会社0.044%(税抜0.04%))
信託財産留保額	ありません。

項目	内 容
その他費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 信託財産において資金借入れを行った場合の当該借入金の利息、また信託財産において公社債の借入れを行った場合の当該借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。</li> <li>● 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産に係る監査報酬ならびに当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。</li> <li>● 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用(データ処理費用、郵送料等)は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。</li> <li>● 信託財産で有価証券の売買を行う際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。</li> </ul>
8. お申込み不可日等	金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの受益権の取得申込・解約請求などを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱申込・解約請求ができない場合がありますので、弊社コールセンターにお問合せください。
9. 課税関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 確定拠出年金制度においては、換金時、償還時、収益分配時の利益に対して課税されません。</li> <li>● 加入者および運用指図者の方の年金資産残高に対して、約1%の特別法人税等が課税されますが、その適用については現在凍結されています。</li> </ul>
10. 利益の見込み損失の可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基準価額は、後述の「基準価額の主な変動要因等」により、下落する場合があります。したがって、購入者の皆さまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、将来の基準価額の予想ができないことから、利益の見込みを事前に示すことはできません。なお、当ファンドにおける運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者の皆さんに帰属します。</li> </ul>
11. 基準価額の主な変動要因等	ファンドは、公社債などの値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。 基準価額の主な変動要因については次のとおりです。
公社債の 価格変動リスク	<p>物価連動国債の価格は、実質金利(名目金利－期待インフレ率)が低下した場合には上昇し、実質金利が上昇した場合には下落する傾向があります。</p> <p>価格変動に加えて物価連動国債には、物価上昇によって元金額と利払い額が増加する可能性、物価下落によって元金額と利払い額が減少する可能性があります。</p> <p>組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。</p>
公社債の 信用リスク	公社債への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、支払いが滞るリスクが生じる可能性があります。この場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
債券先物取引の 利用に伴うリスク	債券先物の価格は、金利の動き、先物市場の需給等を反映して変動します。先物を買建てている場合において、先物価格が上昇すれば収益が発生し、下落すれば損失が発生します(売建てている場合は逆の結果となります。)。ファンドで行っている債券先物取引について損失が発生した場合、基準価格が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。
その他の リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てるため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。</li> <li>● ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。</li> </ul>
12. セーフティーネットの有無	投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
13. 持分の計算方法	解約価額(= 基準価額) × 保有口数 ※ 基準価額・解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。
14. 委託会社	大和アセットマネジメント株式会社(信託財産の運用指図等を行います。)
15. 受託会社	三井住友信託銀行株式会社(信託財産の保管・管理を行います。) (再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行)

## (運営管理機関)りそな銀行

- ◆ 当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ◆ 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
- ◆ 投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および投資成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。
- ◆ 上記商品内容をご確認のうえ、確定拠出年金法第24条に基づき別途ご提供する上記商品の過去の運用実績と併せて、ご自身で投資判断を行っていただきますようお願いいたします。